

公募

令和 7 年 11 月 7 日

分任契約担当官

天竜森林管理署長 吉松 重記

下記不用品(公用自動車)の購入希望者を公募します。

申込みされる方は、別途交付する仕様書等及び現物熟覧のうえ買受申込書(裏面に条件書を印刷した買受申請書)により申込みください。

記

1 物件の概要

物件番号1号

- (1) 品 名 ダイハツ ハイゼットカーゴ (浜松480き6715)
- (2) 登録年月日 平成22年2月8日
- (3) 走行距離 69,043 km
- (4) 物件所在地 水窪森林事務所 静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家3281-5
- (5) その他 自動車検査証(令和8年2月7日満了)、自動車損害賠償責任保険証明書(令和8年3月8日満了)、預託証明書(リサイクル券)は別添のとおりです。
必要であれば現車確認することも可能。その場合、事前に申込先へ連絡すること。
※現場業務で使用していたことから外観に傷やへこみあり、内装に汚れがあります。

2 申込資格

- (1) 契約金額を現金で納入できる者に限ります。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定、国有財産法第16条に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中特別な理由がある場合に該当します。
また、予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

3 申込期限及び申込先(問合せ先)

- (1) 申込期限 令和7年12月5日(金曜日)午後4時まで
- (2) 申込先 静岡県浜松市浜名区中瀬2663-1 電話 053-588-5591
天竜森林管理署 総括事務管理官

4 申込方法

- (1) 「12 配布資料等」(4)の買受申込書(裏面に条件書を印刷した買受申請書)に住所・氏名・電話番号を記入のうえ、申込金額(リサイクル預託金、及び車体買取額、消費税相当額を含めた金額)を記入し、別紙誓約事項を添えて、上記申込先に持参又は郵送により提出してください。
- (2) 郵便の場合は、簡易書留または配達記録郵便等にて、申込期限前日の17時までに到着受付したものに限ります。
- (3) 買受申込前に「12 配布資料等」(5)の暴力団排除に関する誓約事項を確認してください。なお買受申込書の提出をもってこれに同意したものとします。
- (4) 買受けにあたっては物件熟覧のうえ申し込むこと。引き渡し後の返品は認めません。
- (5) 現状渡しのため、隠れ瑕疵があった場合、または欠損している部品等があっても補償及び補充はしません。

5 仕様書等を交付する場所及び日時

- (1) 天竜森林管理署
静岡県浜松市浜名区中瀬2663-1
電話 053-588-5591

(2) 令和7年11月7日 ～ 令和7年12月5日(行政機関の休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(12の配付資料からもダウンロード出来ます。)

6 契約日及び契約金額の納入

買受人決定から7日以内に契約するものとし、契約締結と同時に契約金額を天竜森林管理署収入官吏に現金納入すること。

7 買受人の決定

(1) 申込者が複数となった場合には、予定価格以上かつ買受申込書のに記載された金額が最高金額の者とする。

(2) 買受人決定通知は、最高金額の者に対して申込期限後、即日電話で行う。

8 買受申込書の無効

提出された買受申込書について、無効の取扱いとなる場合は「関東森林管理局署等随意契約見積心得」の見積りの例によるものとします。

9 引渡期限及び引渡場所

(1) 引 渡 期 限 契約金額納入した日から15日以内(行政機関の休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

契約者は引取日を事前に連絡し、引取日の了解を得ること。

(2) 引 渡 場 所 水窪森林事務所 静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家3281-5

(3) 受 領 書 引渡の際には、「12 配布資料等」(6)の受領書に記名して引渡職員に提出すること。

10 買受後の条件

(1) 物件の引き渡し後直ちに名義変更を行い、変更した旨が記載された書類を天竜森林管理署長へ提出してください。

11 その他

(1) 買受人決定後、天災その他不可抗力によって売買物件に損害があった場合は、引渡し前であっても買受人の負担とします。

(2) 通貨は、日本通貨に限ります。

(3) 契約保証金は、代金即納のため免除します。

(4) 契約書の作成はいたしません。

(5) 公募参加に係る留意事項等は、関東森林管理局ホームページの「各種約款等」をご覧ください。

12 配布等資料等

(1) 仕 様 書

(2) 車検証等写

(3) 物 件 写 真

(4) 買受申込書

(5) 関東森林管理局署随意契約見積心得及び暴力団排除に関する誓約事項

(6) 受領書

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。